

## 遠隔教育の推進に関する意見（平成 29 年 4 月 25 日規制改革推進会議）抜粋

### 1. 改革の必要性

ICT の発達により、教員と生徒が教室に一緒にいなくても、遠隔で効果的に授業を行うことが可能になった。

遠隔教育を用いれば、人口減少によって学校の維持が困難になっている地域でも、生徒に質の高い授業を提供することができる。また、先端的な科学技術・IT 分野、語学の授業など、教員の確保がニーズに追いついていない分野でも、遠隔教育の活用は有効な解決策となり得る。

しかし、現状では、遠隔教育の活用は決して進んでいるとは言えない。平成 27 年 4 月から高校での遠隔教育が解禁されたが、実施例はわずか 24 校に過ぎない。授業での教材使用や音楽演奏に際しての著作権の扱い、遠隔教育が認められる単位数の上限など、規制制度上の課題も指摘されている。

したがって、更なる規制改革により、遠隔教育の本格的な普及拡大を図ることが喫緊の課題である。

### 2. 改革の具体策

#### （1）遠隔教育の本格的推進のための施策方針

現行制度においても、一定の条件下で、遠隔教育を実施することは可能だが、現状ではまだ本格的な普及が図られているとは言えない。特に、今後その充実が期待されるプログラミング、英会話など、様々な分野において、質の高い授業を提供する観点から、遠隔教育を活用することは効果的である。また、遠隔教育の活用は、教員の負担軽減に資するものである。

したがって、文部科学省は、教育の質の一層の向上の観点から、遠隔教育の本格的推進について、幅広い視点から施策方針の取りまとめを行い、学校関係者への周知その他必要な方策を講ずべきである。

なお、その推進状況及び現場でのニーズを踏まえつつ、高等学校の遠隔教育に係る単位数上限の見直しについて、より柔軟に遠隔教育を活用する可能性を、引き続き検討すべきである。

#### （2）免許外教科担任制度による問題の解消と廃止に向けた方策

免許外教科担任制度は、科目の免許ある教員を配置できない場合に他科目の免許ある教員に代わりに担任させることを認める制度である。もともとは「当分の間」の一時的な措置として定められた制度だが（教育職員免許法附則）、60 年以上維持され、現在も多くの中學・高校で活用されている（平成 27 年度に中學で 7,171 件、高校で 3,680 件）。このように専門外の教員が授業を行っている状態は、教育の質の観点で重大な問題であり、また教員の負担もなっており、放置すべきでない。

したがって、文部科学省は、現状においても実施可能な遠隔授業の推進により教育の質の向上及び教員の負担軽減を図るべきである。また、免許外教

科担任制度について、学期中の急な欠員のために許可するような場合等に運用が限られるよう、各都道府県教育委員会に指導する等によって段階的に縮小し、一定期間後に廃止（許可要件の限定など抜本的な見直しを行い、必要最小限の新たな制度として再設計することを含む。）すべく方策を検討すべきである。

### （3）高等学校の遠隔教育における著作権法上の問題の解決

学校教育の授業で演奏や資料の使用を行う場合、一般に著作権法上の許諾は不要とされているが、遠隔授業の場合、演奏や資料送信が著作権法上「不特定／多数者への送信」とみなされ、著作権者の許諾が必要とされることがある。

現在、「合同授業」（両方の教室に教員と生徒が存在）では、著作権法上の特例措置（35条2項）が設けられており、教室での対面授業と同様に、著作権者の許諾が不要とされる（補償も不要）。一方、平成27年4月から解禁された「同時双方向型の遠隔授業」（配信側には教員のみで生徒はいない）では、著作権法上の措置がとられておらず、著作権者の許諾が原則必要とされており、音楽の授業などの制約要因になっている。

したがって、文部科学省は、「同時双方向型の遠隔授業」についても、早急に、「合同授業」と同様、著作権者の許諾を不要（補償も不要）とする措置をとるべきである。

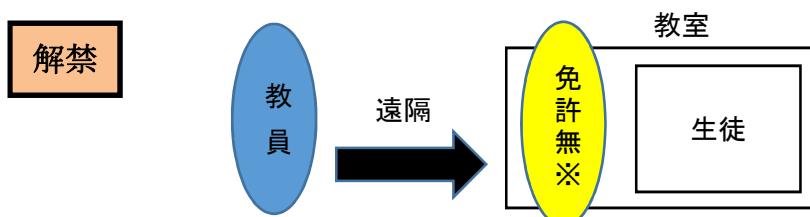
## 遠隔教育の主な論点について

### なぜ遠隔教育が重要か

- 都市圏でも過疎地でも、同様に質の高い授業を提供することが可能
- 新たな分野（IT、科学技術、語学など）にも対応することが可能
- 遠隔教育を活用は、教員の負担軽減にもつながる

### 現行制度

- 2015 年 4 月～ 高校での遠隔教育解禁  
ただし、単位上限(74 単位のうち 36 単位まで)あり

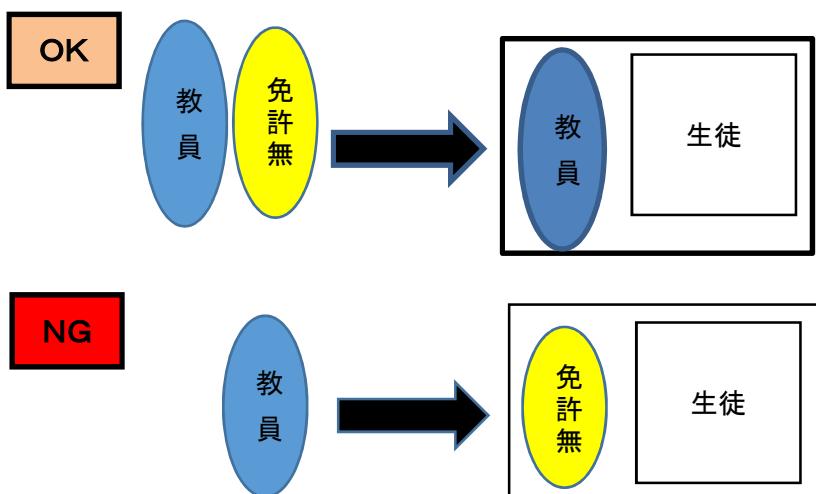


※受信側の教室には原則、教員が必要。ただし、教科の免許の有無は問わない。

- 小学校・中学校においては、

- ・教室には必ず免許（中学では科目の免許）ある教員が必要
- ・付加的に遠隔で参加することは可

(双方向に教員・生徒がいる合同授業の遠隔教育は現行制度でも実施可能)



## **論点2 遠隔教育と著作権の扱い**

問題：高校の遠隔教育は解禁されたものの、合同授業と同様の著作権の扱いは措置されておらず、音楽授業や資料配布に制約がある。

	リアルの教室	「合同授業」 (※1)	解禁された 「遠隔授業」(※2)
教材として 資料配布	OK	OK (35条2項で不特定 多数への送信も可)	<送信先が特定少数> OK <送信先が不特定/多数> <b>原則許諾が必要</b>
音楽の演奏	OK	OK (35条2項で不特定 多数への送信も可)	<送信先が特定少数> OK <送信先が不特定/多数> <b>原則許諾が必要</b>

(※1)「合同授業」(従来から認められていた)

=それぞれ教員・生徒のいる2つの教室をオンラインでつなぐ

(※2)解禁された「遠隔授業」

=配信側:教員(科目免許有)のみ / 受信側:教員(科目免許無)および生徒

### **<特定少数>**

配信側から受信側の教員の機器に予め送信し、印刷して配布はOK

### **<不特定・多数>**

生徒の機器への送信は不可の可能性大

(生徒への機器配布は、別途導入が進められつつあるにも関わらず)

### **◆文科省の主張**

・文化審議会において、(大学のオンデマンドの授業などとともに)許諾不要  
(ただし補償金を設定)とする方向で検討中。

### **◇当方の主張**

・(オンデマンド授業などと異なって、繰り返し利用されるわけではなく)、「リアルの教室」「合同授業」と異なる扱いとする理由が全くない。